その３

記録媒体の番号	第　　号				
通話番号	通話の開始及び終了の年月日時	傍受をした通信の開始及び終了の年月日時	傍受の根拠となった条項	通信の当事者の氏名その他の特定に資する事項	記録媒体中の記録箇所を特定するに足りる事項
			３①・14① 14②・15		
			３①・14① 14②・15		
			３①・14① 14②・15		
			３①・14① 14②・15		
			３①・14① 14②・15		
			３①・14① 14②・15		
			３①・14① 14②・15		
			３①・14① 14②・15		
			３①・14① 14②・15		
			３①・14① 14②・15		
			３①・14① 14②・15		
			３①・14① 14②・15		

（注意）　１　傍受の実施のうち法第20条第１項又は第23条第１項の規定によるもの以外のものについて記載し、当該傍受の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。
２　傍受の根拠となった条項欄において、「３①」は法第３条第１項を、「14①」は法第14条第１項を、「14②」は法第14条第２項を、「15」は法第15条をそれぞれ意味し、該当するものに丸印を付けること。

その２

傍受の実施の開始又は再開の年月日時 傍受の実施の中断又は終了の年月日時	記録媒体の番号	記録媒体を装着した年月日時 記録媒体を取り外した年月日時	封印の年月日時及び封印をした立会人の氏名
年 月　日午　時　分 月　日午　時　分		年 月　日午　時　分 月　日午　時　分	年 月　日午　時　分
月　日午　時　分 月　日午　時　分		月　日午　時　分 月　日午　時　分	月　日午　時　分
月　日午　時　分 月　日午　時　分		月　日午　時　分 月　日午　時　分	月　日午　時　分
月　日午　時　分 月　日午　時　分		月　日午　時　分 月　日午　時　分	月　日午　時　分
月　日午　時　分 月　日午　時　分		月　日午　時　分 月　日午　時　分	月　日午　時　分
月　日午　時　分 月　日午　時　分		月　日午　時　分 月　日午　時　分	月　日午　時　分
月　日午　時　分 月　日午　時　分		月　日午　時　分 月　日午　時　分	月　日午　時　分
月　日午　時　分 月　日午　時　分		月　日午　時　分 月　日午　時　分	月　日午　時　分
月　日午　時　分 月　日午　時　分		月　日午　時　分 月　日午　時　分	月　日午　時　分
月　日午　時　分 月　日午　時　分		月　日午　時　分 月　日午　時　分	月　日午　時　分

（注意）　傍受の実施のうち法第20条第１項又は第23条第１項の規定によるもの以外のものについて記載し、当該傍受の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。

その３

記録媒体の番号	第　　号			
通話の開始及び終了の年月日時	傍受をした通信の開始及び終了の年月日時	傍受の根拠となった条項	通信の当事者の氏名その他の特定に資する事項	記録媒体中の記録箇所を特定するに足りる事項
		３①・13① 13②・14		
		３①・13① 13②・14		
		３①・13① 13②・14		
		３①・13① 13②・14		
		３①・13① 13②・14		
		３①・13① 13②・14		
		３①・13① 13②・14		
		３①・13① 13②・14		
		３①・13① 13②・14		
		３①・13① 13②・14		
		３①・13① 13②・14		
		３①・13① 13②・14		

（注意）　傍受の根拠となった条項欄において、「３①」は法第３条第１項を、「13①」は法第13条第１項を、「13②」は法第13条第２項を、「14」は法第14条をそれぞれ意味し、該当するものに丸印を付けること。

その２

傍受の実施の開始又は再開の年月日時 傍受の実施の中断又は終了の年月日時	記録媒体の番号	記録媒体を装着した年月日時 記録媒体を取り外した年月日時	封印の年月日時及び封印をした立会人の氏名
年 月　日午　時　分 月　日午　時　分		年 月　日午　時　分 月　日午　時　分	年 月　日午　時　分
月　日午　時　分 月　日午　時　分		月　日午　時　分 月　日午　時　分	月　日午　時　分
月　日午　時　分 月　日午　時　分		月　日午　時　分 月　日午　時　分	月　日午　時　分
月　日午　時　分 月　日午　時　分		月　日午　時　分 月　日午　時　分	月　日午　時　分
月　日午　時　分 月　日午　時　分		月　日午　時　分 月　日午　時　分	月　日午　時　分
月　日午　時　分 月　日午　時　分		月　日午　時　分 月　日午　時　分	月　日午　時　分
月　日午　時　分 月　日午　時　分		月　日午　時　分 月　日午　時　分	月　日午　時　分
月　日午　時　分 月　日午　時　分		月　日午　時　分 月　日午　時　分	月　日午　時　分
月　日午　時　分 月　日午　時　分		月　日午　時　分 月　日午　時　分	月　日午　時　分
月　日午　時　分 月　日午　時　分		月　日午　時　分 月　日午　時　分	月　日午　時　分
月　日午　時　分 月　日午　時　分		月　日午　時　分 月　日午　時　分	月　日午　時　分
月　日午　時　分 月　日午　時　分		月　日午　時　分 月　日午　時　分	月　日午　時　分
月　日午　時　分 月　日午　時　分		月　日午　時　分 月　日午　時　分	月　日午　時　分
月　日午　時　分 月　日午　時　分		月　日午　時　分 月　日午　時　分	月　日午　時　分
月　日午　時　分 月　日午　時　分		月　日午　時　分 月　日午　時　分	月　日午　時　分
月　日午　時　分 月　日午　時　分		月　日午　時　分 月　日午　時　分	月　日午　時　分
月　日午　時　分 月　日午　時　分		月　日午　時　分 月　日午　時　分	月　日午　時　分
月　日午　時　分 月　日午　時　分		月　日午　時　分 月　日午　時　分	月　日午　時　分
月　日午　時　分 月　日午　時　分		月　日午　時　分 月　日午　時　分	月　日午　時　分
月　日午　時　分 月　日午　時　分		月　日午　時　分 月　日午　時　分	月　日午　時　分